

福岡市葬祭場「刻の森」整備事業

入札説明書 【訂正版 2025.8.21】

令和7年4月10日
福岡市

目 次

I	本書の位置づけ	1
II	事業概要	2
1	事業名称	2
2	発注者の名称	2
3	事業目的	2
4	事業内容	2
5	事業期間終了時の措置	3
6	入札説明書等の変更	3
III	入札参加者に関する条件	4
1	入札参加資格等	4
2	構成員の変更に係る特例	8
3	参加資格が欠格となつた場合の申出	8
IV	入札者の募集及び選定に関する事項	9
1	募集及び選定方法	9
2	選定スケジュール	9
3	予定価格	10
4	応募手続き等	10
5	応募に関する留意事項	12
V	落札者の決定	15
1	審査及び落札者決定の手順	15
2	審査結果及び評価公表	15
VI	契約に関する事項	16
1	基本契約の締結	16
2	設計・施工一括契約の締結	16
3	契約の概要	16
4	事業者の履行責任	16
5	契約金額	16
6	契約の保証	16
7	事業者の契約上の地位	16
8	支払い	16
9	検査及び引渡し	17
10	管轄裁判所の指定	17
11	市と事業者の責任分担	17
VII	その他	18
1	議会の議決	18
2	本事業において使用する言語、通貨単位等	18
3	情報提供	18
4	応募に伴う費用負担	18
5	問合せ先	18
別紙1	資料貸与について	19

1	資料貸与について	19
2	申込方法	19
3	申込み先	19
4	貸与及び返却	19
別紙2	現地見学会の実施要領及び留意事項	20
1	現地見学会の実施内容	20
2	現地見学会当日の留意事項	20
別紙3	官民対話の実施要領及び参加申込	21
1	個別対話の実施内容	21
2	参加申込	21
3	官民対話事項の提出	21

I 本書の位置づけ

この「福岡市葬祭場「刻の森」整備事業 入札説明書」(以下、「入札説明書」という。)は、市が本事業を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、公表するものである。

事業の基本的な考え方については、実施方針と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答を踏まえて、一部を変更している。したがって、本事業への参加を希望する者は上記のこと留意し、「入札説明書」及びその別冊（「別冊1 要求水準書（以下、「要求水準書」という。）」、「別冊2 落札者決定基準（以下、「落札者決定基準」という。）」、「別冊3 基本契約書（案）（以下、「基本契約書（案）」といふ。）」及び「別冊4 様式集（以下、「様式集」という。）」（すべて別紙・添付資料等を含む））等を踏まえ、公募に参加すること。

別冊の要求水準書、落札者決定基準、基本契約書（案）及び様式集は、入札説明書と一体のものとする。なお、入札説明書等と、実施方針及び実施方針等に関する質問及び意見に対する回答に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問に対する回答によることとする。

II 事業概要

1 事業名称

福岡市葬祭場「刻の森」整備事業（以下、「本事業」という。）

2 発注者の名称

福岡市長 高島 宗一郎

3 事業目的

福岡市葬祭場は、平成17年度から供用を開始しており、火葬炉設備が老朽化していること、将来的に火葬件数の増加が予想されることから、今後も安定的に施設運営を継続していくため、火葬炉設備等の更新及び改修を行う。

4 事業内容

(1) 事業方式

本事業は、設計施工一括発注方式で実施する。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和13年3月14日までとする。なお、事業契約締結日は、事業契約について福岡市議会の議決のあった日とする。

事業契約締結日	令和8年2月（予定）
設計及び施工期間	事業契約締結日～令和13年3月14日

(3) 事業の業務範囲

本事業の対象となる業務の範囲は、以下のとおりとする。

① 設計業務

- ア 火葬炉設備更新に係る設計業務
- イ 建築改修に係る設計業務
- ウ 建築電気設備改修に係る設計業務
- エ 建築機械設備改修に係る設計業務
- オ 設計に伴う各種申請手続き等の業務
- カ 火葬炉設備に係る長期修繕計画（30年間）
- キ その他、付随する業務（要求水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、検査等。）

② 建設業務

- ア 火葬炉設備更新工事に係る施工業務
- イ 建築改修工事に係る施工業務
- ウ 建築電気設備改修工事に係る施工業務
- エ 建築機械設備改修工事に係る施工業務
- オ 改修工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- カ その他、付随する業務（要求水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、検査等。）

(3) 工事監督業務

- ア 火葬炉設備更新工事に係る工事監督業務
- イ 建築改修工事に係る工事監督業務
- ウ 建築電気設備改修工事に係る工事監督業務
- エ 建築機械設備改修工事に係る工事監督業務
- オ その他、付随する業務

(4) 供用準備業務

- ア 運営・維持管理事業者への研修等を含めた供用準備業務

(5) その他施設整備上必要な業務

- ア 市及び施設の指定管理者との協議・調整等業務（施設の指定管理者との協定の締結等）

(4) 事業スケジュール（予定）

本事業のスケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

- 設計・建設工事請負契約の仮契約 : 令和 7 年 12 月
- 設計・建設工事請負契約の締結 : 令和 8 年 2 月
- 設計・建設工事 : 事業契約締結日～令和 13 年 3 月

5 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間終了時に市に管理を引き継ぐこと。

6 入札説明書等の変更

入札説明書等については、公表後に受け付ける質問の内容を考慮して変更することがある。入札説明書等の変更を行った場合には、速やかにその内容を市ホームページに公表する。

III 入札参加者に関する条件

1 入札参加資格等

入札者は、以下の（1）及び（2）で規定する参加資格の各要件を、参加資格確認基準日に満たす者でなければ応募できない。なお、「福岡市葬祭場「刻の森」整備事業事業者検討委員会」（以下「検討委員会」という。）の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた者については、参加資格を失う。

（1） 入札参加者の構成等

① 入札参加者の構成

入札参加者は、本事業遂行に必要な能力・資格等を備えた複数企業から構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。応募グループを構成する企業（以下、「構成員」という。）の数は任意とする。

本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担うこと。また、入札参加者は、代表企業を定め、代表企業が入札参加資格確認の申請及び入札手続きを行うこと。

② 構成員等の明示

入札参加資格確認申請書類の提出時に、入札参加者を構成する各企業は、代表企業、構成員のいずれの立場であるかを明らかにすること。

③ 構成員等による複数業務の実施

入札参加者の構成員が、本事業にて実施する業務のうち、複数業務を兼ねて実施することは妨げない。ただし、建設業務と工事監督業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関係のある者」とは、当該企業の役員（会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。）を兼ねている場合をいい。

④ 構成員等による複数応募の禁止

入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員となることはできない。また、入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員と以下の資本関係又は人的関係にない者であること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社（会社法 第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

（イ）親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア)一方の会社の役員（会社法第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。）が他方の会社役員を現に兼ねている場合

(イ)一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 構成員の備えるべき入札参加資格

① 共通の入札参加資格

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。措置要領を掲示しているホームページアドレスは次のとおりである。<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

ウ この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

エ 市町村税を滞納していない者であること。

オ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

キ 本事業についてアドバイザリー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面又は人事面において密接な関係がある者ではないこと。なお、資本面又は人事面において密接な関係がある者とは、以下の者をいう。

（ア）資本面

以下の事業者の発行済株式総数の100分の50を越える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を越える出資をしている者。

（イ）人事面

以下の事業者の役員（会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。）を兼ねている者。

八千代エンジニヤリング株式会社

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

ク 検討委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関係がある者ではないこと。なお、資本面又は人事面において密接な関係がある者とは、前項キ（ア）及び（イ）を参照することとし、「以下の事業者」を「検討

委員会の委員又は委員が属する企業」と読み替えることとする。

- ヶ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号及び福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「本条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員ではない事業者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のない事業者、若しくは、本条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者ではないこと。

② 個別の入札参加資格

入札参加者の構成員のうち設計業務、建設業務及び工事監督業務の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。複数の要件を満たす者は、当該複数業務を実施することができる。

なお、「ア 設計業務を行う者」、「イ 建設業務を行う者」又は「ウ 工事監督業務を行う者」でそれぞれ（ア）の要件を満たしていない者は、Ⅲ・1・（3）に定める入札参加資格の審査申請を行うこと。

ア 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合は、（ア）の要件については全ての者が該当し、（イ）～（エ）の要件は1者以上が該当すること。

- （ア） 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種：「建築設計」又は「設備設計」に登載されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「委託」、申請区分業種：「建築設計」又は「設備設計」に登載されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登載）の有効期間内にこの入札の公告日又は参加資格確認基準日が含まれていること。

- （イ） 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

- （ウ） 火葬炉設備の設計を行う者は、平成25年4月1日から参加資格確認基準日までの期間に完了した、火葬炉数13基以上の新設又は更新を行う設計業務において、火葬炉設備の設計及び自ら製作した元請実績を有する者であること。

- （エ） 建築設計又は設備設計を行う者は、平成25年4月1日から参加資格確認基準日までの期間に完了した公共施設に係る改修工事等の基本設計又は実施設計業務の元請実績を有する者であること。

イ 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合は、（ア）～（ウ）の要件については全ての者が該当し、（エ）～（オ）の要件は1者以上が該当すること。

- （ア） 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：工事）」に登載されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「工事」に登載されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登載）の有効期間内にこの入札の公告日又は参加資格確認基準日が含まれていること。

- （イ） 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づき、建設工事に係る特定建

設業の許可を受けた者であること。

- (ウ) 上記イの建設工事の種類に応じて、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査における直近かつ有効な総合評定値が、それぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評定値
建築一式工事	900点以上
電気工事	860点以上
管工事	820点以上
上記以外の工事	—

- (エ) 火葬炉設備の建設を行う者は、平成25年4月1日から参加資格確認基準日までの期間に完了した、火葬炉数13基以上の新設または更新を行う建設業務において、火葬炉設備の施工及び自ら製作した元請実績を有する者であること。

- (オ) 建築工事、電気工事又は管工事を行う者は、平成25年4月1日から参加資格確認基準日までの期間に完了した公共施設に係る改修工事等の建設業務の元請実績を有すること。

ウ 工事監督業務を行う者

工事監督業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の者で実施する場合は、(ア)の要件については全ての者が該当し、(イ)～(ウ)の要件は1者以上が該当すること。

- (ア) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種：「建築設計」又は「設備設計」に登載されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「委託」、申請区分業種：「建築設計」又は「設備設計」に登載されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登載）の有効期間内にこの入札の公告日又は参加資格確認基準日が含まれていること。

- (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

- (ウ) 平成25年4月1日から参加資格確認基準日までの期間に完了した公共施設に係る改修工事等の工事監督業務の元請実績を有すること。

(3) 入札参加資格の審査

この入札の公告時に、III・1・(2)・②に掲げる入札参加資格のうち、「ア 設計業務を行う者」、「イ 建設業務を行う者」又は「ウ 工事監督業務を行う者」でそれぞれ(ア)の要件を満たしていない者は、次に従い、競争入札参加資格審査申請（以下、「審査申請」という。）を行う必要がある。

① 入札参加資格審査申請書の提出

特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下、「審査申請書」という。）を、提出する。

ア 提出方法

持参・郵送（郵送の場合は提出期間内に必着とし、配達記録が残る方法に限る。）又は

インターネットを利用した福岡市電子申請システム（スマート申請）

イ 提出先及び持参する場合の受付時間

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所本庁舎3階
福岡市財政局財政部契約監理課管理係
電話：092-711-4181
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）

ウ 審査申請の要件及び必要書類等

次のホームページに掲載されている「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請要領」に定めるところによる。

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/application/qualification-wto.html>

エ 提出期限

令和7年6月13日（金）まで

② 審査結果の通知

競争入札参加資格審査の結果については、審査申請を行った者に通知するとともに、審査申請書を提出し、審査申請の要件を満たすと認めた者については、「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載する。

2 構成員の変更に係る特例

（1） 参加資格確認基準日から事業提案書提出日の前日まで

- ① 市は、参加資格確認基準日から事業提案書提出日の前日までに、応募者が構成員の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者が参加資格を満たすことを確認した上で、事業提案書提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、変更後の構成法人で設計業務、施工業務、工事監督業務を担う者は、「III・1・(2)・②個別の参加資格」のうち、それぞれ「ア・（ア）」、「イ・（ア）、（イ）及び（ウ）」、又は「ウ・（ア）」の要件を既に満たしている者でなければならず、かつ、代表企業の変更は例外なく認めない。
- ② 前項の申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならず、また、申請は、市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

（2） 事業提案書提出日から落札者決定日まで

- ① 市は、事業提案書提出日から落札者決定日までに、応募者の構成員（代表企業を除く。）の一部が参加資格を喪失した場合で応募者が構成員の変更（参加資格を喪失した構成員の脱退に限る。）を申請したときは、提案内容の継続性及び参加資格を喪失しなかった構成員の責めに帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の応募者が参加資格を満たすことを確認した上で、落札者決定日までにこれを承認することがある。
- ② 前項の申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならず、また、申請は、市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

3 参加資格が欠格となった場合の申出

応募者が参加資格確認基準日から落札者決定日までの間に、上記1（1）、（2）の参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該応募者は速やかに市に申し出なければならない。

IV 入札者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式により行う。なお、本事業はWTO 政府調達協定（平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、及び平成 24 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書）の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）が適用される。

2 選定スケジュール

本事業における事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程（予定）	内 容
令和 7 年 4 月 10 日	入札説明書等の公表
令和 7 年 4 月 10 日～6 月 13 日	資料貸与期間
令和 7 年 4 月 16 日～18 日	現地見学会
令和 7 年 4 月 21 日～5 月 8 日	入札説明書等に関する質問の受付（第 1 回）
令和 7 年 5 月 22 日	入札説明書等に関する質問への回答（第 1 回）
令和 7 年 6 月 9 日～13 日	入札参加表明書、入札参加資格審査申請書類受付
令和 7 年 8 月 28 日、29 日、9 月 1 日	入札説明書等に関する官民対話
令和 7 年 7 月 10 日	入札参加資格確認基準日
令和 7 年 9 月 8 日～10 日	入札説明書等に関する質問の受付（第 2 回）
令和 7 年 9 月 19 日	入札説明書等に関する質問への回答（第 2 回）
令和 7 年 10 月 9 日～15 日	入札及び提案審査書類の受付
令和 7 年 12 月上旬	落札者の決定及び公表

上記スケジュールは変更となる場合がある。

3 予定価格

予定価格は、4,514,007 千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

4 応募手続き等

応募に係る手続き等は次のとおりである。なお、募集要項等の一連の様式については、市ホームページからダウンロードすること。

(1) 資料貸与の受付

市は、本事業に係る資料を本事業への参画を検討する者のうち希望者に貸与する。貸与手続の方法や日程等の詳細については、別紙1「資料貸与について」に示しており、それに従って手続等を行い、貸与を受けること。市が貸与する参考図書は、一般公表することを前提としているため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。

(2) 現地見学会の開催

市は、現地見学会を実施する。現地見学会への申込方法及び留意事項等の詳細については、別紙2「現地見学会の実施要領及び留意事項」を参照すること。

① 実施日

令和7年4月16日（水）～ 令和7年4月18日（金）

② 参加申込み方法

現地見学会への参加を希望する者は、「現地見学会参加申込書（様式集 様式1－2）」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、令和7年4月14日（月）午後5時までに、VII・5に示す「問い合わせ先」に電子メール（ファイル添付）にて申込み、提出後に電話にて受領確認を行うこと。

参加申込書の受領後、市は記載されているメールアドレスに対し、開催案内を電子メール（seikatsueisei.PHB@city.fukuoka.lg.jp）により送付する。

(3) 第1回入札説明書等に関する質問の受付

市は、募集要項等に関する1回目の質問を以下の要領により受け付ける

① 受付締切

令和7年4月21日（月）～令和7年5月8日（木）午後5時まで

② 提出方法

「第1回入札説明書等に関する質問書（様式集 様式2－1）」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。電子メールの件名は「福岡市葬祭場「刻の森」整備事業」とすること。提出後、必ず電話にて受信の確認を行うこと。

③ 提出先及び確認先

「VII・5 問い合わせ先」を参照すること。

④ 回答方法

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答は、令和7年5月22日（木）に、質問者の特殊な技術、ノウハウ等にかかり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにて公表する。なお、電話や窓口等での直接回答は行わない。

(4) 参加表明書及び参加資格確認申請書等の受付

本事業への参加を希望する応募者は、提示した条件を満たしていることを証明するた

め、本事業への参加表明書及び参加資格確認申請書等を受付締切日までに提出し、市から参加資格の有無について確認を受けなければならない。参加表明書及び参加資格確認申請書等は、以下の要領により受け付ける。

なお、提出書類の作成方法等については、様式集を参照すること。

また、市は、提出された参加表明書及び参加資格確認申請書等を審査した上で必要があると判断した場合は、当該参加表明書及び参加資格確認申請書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

① 受付締切

令和7年6月9日（月）～令和7年6月13日（金）午後5時まで（必着）
土日及び祝日を除く。

② 提出方法

「VII・5 問い合わせ先」に示す問い合わせ先に持参又は郵送（郵送の場合は配達記録が残る方法に限り、提出期限内に必着とする。）により提出すること。

(5) 官民対話の実施

参加資格保有者を対象に、令和7年8月28日（木）、29日（金）、9月1日（月）に官民対話の機会を設ける。受け付けた質問は、原則公表しないが、すべての参加資格保有者に対し周知すべきものがある場合、市の回答とともに市ホームページにて公表する。具体的な申込み方法等は、「別紙3」において提示する。

(6) 入札参加資格確認結果の通知

① 結果の通知

募集要項等に基づき参加資格の確認を行い、確認の結果を令和7年7月10日（木）以降に通知する。確認の結果については、参加資格確認申請書等を提出した各応募者の代表企業に対してそれぞれ通知する。

なお、参加資格確認結果の通知において、参加資格があると認められた入札希望者であっても、市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

確認の結果、入札参加資格がないと認められた入札参加者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）を経過する日までに、市に対して「入札参加資格審査結果に関する理由説明の要求書（様式集 様式14-1）」により説明を求めることができるものとする。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(7) 第2回入札説明書等に関する質問及び回答の公表

市は、参加資格保有者より募集要項等に関する2回目の質問を以下の要領により受け付ける。

① 受付締切

令和7年9月8日（月）～令和7年9月10日（水）午後5時まで

② 提出方法

「第2回入札説明書等に関する質問書（様式集 様式2-2）」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。電子メールの件名は「福岡市葬祭場「刻の森」整備事業」とすること。提出後、必ず電話にて受信の確認を行うこと。なお、本質問書の提出は、代表企業が行うこと。

③ 提出先及び確認先

「VII・5 問い合わせ先」を参照すること。

④ 回答方法

第2回入札説明書等に関する質問に対する回答は、令和7年9月19日（金）に、質問者の特殊な技術、ノウハウ等にかかり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにて公表する。なお、電話や窓口等での直接回答は行わない。

（8）入札書及び事業提案書の受付

募集要項等に基づき、参加資格保有者から入札書及び事業提案書（以下「事業提案書等」という。）を受け付ける。

① 受付期間

令和7年10月9日（木）～令和7年10月15日（水）午後5時まで
土日及び祝日を除く。

② 提出方法

「VII・5 問い合わせ先」に示す問い合わせ先に持参により提出すること。なお、事前に電話連絡の上、持参すること。

③ 注意事項

入札書及び事業提案書提出後は、撤回や差替えは認めないため、記入漏れや、誤り等がないかよく確認して提出すること。

（9）ヒアリングの実施

市は、事業提案書等を提出した応募者に対して、事業提案書等の内容に関するヒアリング（応募者によるプレゼンテーション、質疑応答等）を求める予定としている。実施日は令和7年12月上旬を予定しているが、実施日時、開催場所、内容等の詳細は、事業提案書等の提出日以降に代表企業に通知する。

（10）開札の実施

ヒアリング実施後に全応募者立会いのもと開札を行う。開札日はヒアリング実施日と同日とし、時間、場所等の詳細は、事業提案書等の提出日以降に代表企業に通知する。

（11）応募を辞退する場合

参加資格保有者が応募を辞退する場合は、事業提案書等の受付締切日の前日までに「入札辞退届（様式14-2）」を「VII・5 問い合わせ先」に示す問い合わせ先に提出すること。

5 応募に関する留意事項

（1）募集要項等の承諾

応募者は、事業提案書等の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容（募集要項等に記載の条例、規則、要綱、要領等については、最新版が適用されることも含む。）を承諾したものとみなす。

（2）費用負担

応募に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

（3）入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 使用する言語、通貨単位及び時刻

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

事業提案書等の著作権は、当該事業提案書等を提出した参加資格保有者に帰属する。ただし、市が福岡市情報公開条例（平成14年条例第3号）に基づき提案内容を公開する場合、その他市が必要と認めるときには、市は参加資格保有者と協議の上、事業提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった参加資格保有者の提案内容については、市が福岡市情報公開条例に基づき公開する場合を除き、市による事業者の選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法及び管理運営方法を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を参加資格保有者が負担する。

(7) 事業提案書等の取扱い

提出された事業提案書等は返却しない。

(8) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 公募手続の中止等

天変地異等やむを得ない理由により、公募手続の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により募集を公正に執行できないと認められるときは、募集の執行延期、再募集の公表又は募集の取り止め等の対処を図る場合がある。

(10) 応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の応募を行っていたことが判明した場合には、落札者決定を取り消す。

- ① 応募者に必要な資格のない者が応募したもの
- ② 虚偽の参加資格確認申請を行った者が応募したもの
- ③ 事業提案書等が所定の日時までに到着しないもの
- ④ 一の応募に同一の応募者から2通以上の事業提案書等が出されたもの
- ⑤ 事業提案書等に必要な記名押印のないもの
- ⑥ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- ⑦ 応募者が明らかに協定して応募し、その他応募に際し不正の行為があったと認められるもの
- ⑧ その他公募手続に関する条件に違反したもの

(11) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は、市から指示する場合を除き認めない。

(12) 評価内容の担保

- ① 落札者の事業提案書に記載された内容については、市と協議後、落札者はこれを満

- たす履行をしなければならない。また、このことによる契約金額の変更は行わない。
- ② 事業提案の内容に係る部分の債務については、その履行の完了が確認できるまで存続するものとし、受注者の責めにより当該債務が履行されない場合については、受注者の責任において再履行又は瑕疵の補修等を行うものとする。
 - ③ 設計図書において履行方法を指定しない部分に関して、市が提案内容を適正と認めた場合においても、受注者は、その部分の履行に関する責任を負うものとする。

(13) 苦情の申し立て

本事業の応募手続きに関し、「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要綱(平成27年2月26日福岡市・福岡市水道局・福岡市交通局告示第1号)」に基づき、市に対して苦情を申し立てることができる。

(14) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

V 落札者の決定

1 審査及び落札者決定の手順

審査及び落札者の決定は、以下のとおり行う。

(1) 審査方法

① 入札参加資格審査

入札参加者から提出された入札参加資格確認申請書類をもとに、入札参加者が入札説明書に示した入札参加資格を具備しているか確認する。

② 提案審査

入札参加者から提出された入札書等及び提案審査書類をもとに、入札価格の確認、基礎審査、性能審査を実施する。審査の詳細は落札者決定基準において示す。

(2) 検討委員会の設置（令和6年10月1日設置）

市は、学識経験者等で構成する「福岡市葬祭場「刻の森」整備事業事業者検討委員会」を設置する。検討委員会では、入札参加者の提案内容を評価する。

検討委員会の構成は、以下のとおりである。

区分	氏名	専門・所属
委員長	柳橋 泰生	福岡大学大学院 工学研究科資源循環・環境工学専攻 教授
副委員長	鳥居 修一	久留米工業大学 機械システム工学科 特別教授 (大学院工学研究科エネルギー・システム工学専攻兼務)
委員	鶴崎 直樹	九州大学大学院 人間環境学研究院 准教授
委員	椿本 聰	福岡市保健医療局 生活衛生部長

(敬称略)

(3) 審査項目

審査項目は、落札者決定基準において示す。

(4) 落札者の決定

市は、落札者決定基準に基づき、落札者を決定する。

(5) 落札者を選定しない場合

本事業にかかる事業者の募集及び落札者の選定の過程において、入札参加者が無い、又はいずれの入札参加者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業を設計施工一括発注方式として実施することが適当でないと判断した場合には、その旨を速やかに市ホームページに公表する。

2 審査結果及び評価公表

審査の結果及び客観的評価等については、落札者決定後、市ホームページに公表する。

VI 契約に関する事項

1 基本契約の締結

落札者決定後速やかに、市と落札者は、募集要項等及び事業提案書等に基づき、基本契約を締結する。

2 設計・施工一括契約の締結

市と、設計、施工及び工事監督を担う者は、基本契約に基づき、設計及び施工について、設計・施工一括契約の仮契約を締結する。仮契約は、福岡市議会の議決後に本契約となる。

3 契約の概要

基本契約、設計・施工一括契約は、募集要項等に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき業務に関する業務内容やリスク分担、金額及び支払方法等を定める。

4 事業者の履行責任

事業者は、基本契約、設計・施工一括契約に従い、誠意をもって履行する責任を負う。

5 契約金額

契約金額は、提案価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。

6 契約の保証

契約の保証は、福岡市契約事務規則による。

7 事業者の契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は各契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

8 支払い

① 設計費

設計費の支払いは、前金払及び完了払にて行う。前金払の条件は福岡市契約事務規則による。

② 工事監督費

1年間ごとに支払う。

③ 施工費

施工費の支払いは、前金払、中間前金払、部分払、完了払にて支払う。各支払い条件は福岡市契約事務規則による。

④ 出来高予定額

なお、各費用における市が想定する各年度の出来高予定額は以下のとおりであり、詳細は協議による。

年度	設計費	工事監督費	施工費
令和 7 年度	—	—	—
令和 8 年度	設計費相当額の 100%	—	—
令和 9 年度	—	工事監督費相当額の 26%	施工費相当額の 26%
令和 10 年度	—	工事監督費相当額の 31%	施工費相当額の 31%
令和 11 年度	—	工事監督費相当額の 17%	施工費相当額の 17%
令和 12 年度	—	工事監督費相当額の 26%	施工費相当額の 26%

9 検査及び引渡し

市は、以下の検査を行うことがある。各業務における検査の時期等の詳細は協議による。なお、本事業は施設運営を継続しながら工事を行うため、工事目的物の一部が完成した後、当該部分について指定引渡し受け、使用を開始する。指定引渡しの時期、回数、指定部分の範囲等の詳細は協議による。

検査名称	概要
完成検査	各業務の完成時に行う検査
指定部分検査	建設業務において、指定部分の完成時に行う検査
部分払検査	建設業務の途中で、部分払の申請があった場合に、出来形部分等を確認するために行う検査
中間確認検査	工事目的物の一部において、完成検査時では「出来形、出来栄え」及び「性能・品質等」の確認が難しい場合に、適宜行う検査
中間技術検査	工事の品質を確保するために建設業務途中に行う技術的検査 (指定部分検査及び部分払検査は、中間技術検査を兼ねることができるもの)

10 管轄裁判所の指定

市契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属所轄裁判所とする。

11 市と事業者の責任分担

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最もよく管理できる主体が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い事業運営を目指すものである。

したがって、事業者の担う業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、一切を事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が負うものとする。

12 契約を締結しない場合の条件

落札者決定日の翌日から設計・施工一括契約の承認にかかる議会の議決日までの間、落札者が入札参加資格を欠くに至った場合、市は落札者と基本契約を締結せず、又は落札者と設計・施工一括契約を締結しない場合がある。

また、落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、市は設計・施工一括契約の仮契約又は本契約を締結しないことができる。この場合において市は、一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

- ・著しく信義に反する行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
- ・契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

VII その他

1 議会の議決

市は契約の締結にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

2 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

3 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市ホームページに公表する。

4 応募に伴う費用負担

応募に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。

5 問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担当 福岡市保健医療局生活衛生部生活衛生課
住所 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
電話 092-711-4273
FAX 092-733-5588
E-mail seikatsueisei.PHB@city.fukuoka.lg.jp

別紙1 資料貸与について

1 資料貸与について

市は、以下の資料を本事業への参画を検討する事業者のうち希望者に貸与する。

市が貸与する資料は、一般公表することを前提としている情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。

○ 資料

- 福岡市新葬祭場新築工事 基礎図（火葬炉設備）[平成17年]（DXF・PDF）
- 福岡市新葬祭場新築工事 基礎図（建築工事）[平成17年]（DXF・PDF）
- 福岡市新葬祭場新築工事 基礎図（電気設備）[平成17年]（DXF・PDF）
- 福岡市新葬祭場新築工事 施工図（建築機械設備）[平成17年]（DXF・PDF）
- 福岡市新葬祭場新築工事 基礎図（環境整備・解体工事）[平成17年]（DXF・PDF）
- 福岡市新葬祭場 新築工事 確認申請建築物 構造計算書[平成16年3月]
- 福岡市新葬祭場 新築工事 確認申請建築物 自家発電設備出力計算書[平成16年3月]
- 福岡市新葬祭場 新築工事 計画変更確認申請書(建築物)[平成16年7月]

2 申込方法

資料の貸与を希望する者は、「資料貸与申込書（様式1-1）」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。
なお、メールタイトルは「福岡市葬祭場「刻の森」整備事業」とすること。

3 申込み先

申込みは、VII・5に示す「問い合わせ先」に行うこと。

4 貸与及び返却

(1) 資料の貸与及び返却期間

令和7年4月10日（月）～6月13日（金）午後5時まで
午前10時から午後5時まで（※正午から午後1時を除く。）

(2) 貸与及び返却方法

資料を記録したDVD-Rを貸与する。申込を行った者はVII・5に示す「問い合わせ先」の窓口を訪問し、受領すること。なお、訪問にあたっては事前に市と訪問予定時刻について連絡・調整を行うこと。

別紙2 現地見学会の実施要領及び留意事項

現地見学会の実施要領及び留意事項は、次のとおりである。なお、現地見学会への参加を希望する者は、IV・4・(2)に従い、事前に参加申込を行うこと。

1 現地見学会の実施内容

(1) 対象施設

福岡市葬祭場「刻の森」

(2) 期間

令和7年4月16日（水）～令和7年4月18日（金）

2 現地見学会当日の留意事項

- ① 指定日時を厳守のうえ、福岡市葬祭場集合すること。
- ② 職員の案内・指示に従い、運営に支障がないよう留意すること。なお、職員の発言は、本事業における個別の事業条件を規定、変更、許可するものではない。
- ③ 見学に必要なものは各自用意すること。
- ④ 本事業に関連する施設等の撮影は可能とするが、撮影した写真は本事業以外の目的には使用しないこと。
- ⑤ 対象施設の移動手段は各参加者において手配すること。なお、乗用車を使用する際は、駐車台数に限りがあるため、乗り合わせを行うなど配慮すること。
- ⑥ 現地見学会での疑義については、IV・4・(3)により第1回入札説明書等に関する質問として受け付ける。
- ⑦ 見学会は可能な限り入札参加者の組成を予定している複数社で参加申込すること。

別紙3 官民対話の実施要領及び参加申込

応募者の本事業の目的や内容、条件等に関する理解をより深め、創意工夫を引き出し、事業提案書等の作成に寄与することを目的とし官民対話を実施する。官民対話は、参加表明を行った応募者のうち、希望する者に対して、次に示す要領で実施する。

1 個別対話の実施内容

(1) 官民対話の実施日

令和7年8月28日（木）、29日（金）、9月1日（月）

※実施時間帯は、参加申込のあった応募者に個別に連絡する。

(2) 官民対話の実施方法

参加申込を行った応募者毎に、個別対話の実施に先立ち、事前に応募者から提出される官民対話事項に基づいて、市と個別に対話する。また、対話の理解を深めるために、実施時点においての事業提案書のコンセプトや概要等を簡単にまとめた資料を市側へ配布することは妨げない。

時間は、1時間程度を想定しているが、参加申込を締め切った後、申込数等によって調整し、各応募者において平等に同じ時間を割り当てて実施する。

(3) 官民対話における公平性の確保と内容の公開

市は、官民対話の実施の有無により、提案時における応募者間の優劣が生じることがないよう、公平性の確保に十分留意する。

官民対話に参加した応募者との対話内容は、応募者の権利、競争上の地位及び正当な利益を害することを防ぐため、公表の対象としない。ただし、官民対話の結果により、事業条件等に係る、全ての応募者に共通して知らせるべき事項があった場合には、参加資格が確認された応募者の代表企業に対して通知する。また、募集要項等の変更等が生じる場合は、速やかに市ホームページ等にて公表する。

2 参加申込

(1) 参加申込受付期間

令和7年6月9日（月）～令和7年6月13日（金）午後5時まで

(2) 参加申込方法

「個別対話参加申込書（様式集 様式3－11）」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。電子メールの件名は「福岡市葬祭場「刻の森」整備事業」とすること。提出後、必ず電話にて受信の確認を行うこと。

なお、本申込書の提出は、代表企業が行うこと。

(3) 申込み先

申込みは、VII・5に示す「問い合わせ先」に行うこと。

3 官民対話事項の提出

(1) 提出期間

令和7年6月25日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

「個別対話事項書（様式集 様式3－12）」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。電子メールの件名は「福岡市葬祭場「刻の森」整備事業」とすること。提出後、必ず電話にて受信の確認

を行うこと。なお、本事項書の提出は、代表企業が行うこと。

(3) **提出先**

官民対話事項の提出は、VII・5に示す「問い合わせ先」に行うこと。